

(案)



業 務 委 託 契 約 書

委託業務の名称 藤井寺市次世代生活応援デジタルクーポン給付業務委託

1. 履 行 場 所 藤井寺市内

2. 履 行 期 限 自 契約締結日の翌日から
至 令和 8 年 3 月 31 日

3. 業 務 委 託 料 ●●●●●● 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ●●● 円)

4. 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

5. 契 約 保 証 金 藤井寺市財務規則第 99 条第 3 号により免除

頭書の委託業務について、委託者 藤井寺市 を甲とし、
受託者 ●●● を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）
をもって、頭書の履行期限内（以下「履行期限」という。）に、頭書の委託業務（以下
「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。
(権利義務の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承しては
ならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等
を変更することができる。

(契約保証金)

第 3 条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。
但し、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に
寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が确实と認める
金融機関等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締
結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、頭書第 5 条の金額とする。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保
証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を
付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の 100 分の 5 に達す
るまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求する
ことができる。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第7条 乙は、その責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(契約の解除、及びこれに伴う違約金)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、誠実な履行ができる見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、乙の責に帰する事由により、契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

3 前項の場合において、第3条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

(委託料の精算・確定)

第11条 契約金額は、仕様書及び別紙内訳書に従い、精算を行い、委託料の金額を確定するものとする。なお、実績払いとなる経費を算出するため、乙は根拠資料を提出するものとする。

2 本契約における契約金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、かつ、実績払いとなる経費については、課税・非課税を区別のうえ、実費に基づいて精算を行ない、委託料を確定する。

(業務委託料の支払い)

第12条 乙は、第10条の行為が完了すれば、甲に対して書面により業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、その請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(納入遅延に対する違約金)

第14条 乙の責に帰する事由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前項の違約金の計算の基礎となる日数は、検査に要した日数を算入しない。

(違約金にかかる延滞金)

第15条 乙が第8条、第14条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報情報を保護しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第17条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年10月 日

甲 住所 大阪府藤井寺市岡 1-1-1

藤井寺市

氏名 藤井寺市長 岡田 一樹

㊞

乙 住所

氏名

㊞

別紙内訳書（第 1 1 条関係）

契約書記載の契約金額は、下記の内訳により精算を行う。

【内訳】

項目	契約単価 (交換単価率)		数量		金額
キャッシュレスポイント (非課税)	5,000 円	×	キャッシュレポイン ト交換人数 ※1	=	①
金券その他物理ギフト (金券以外の場合は送料 を含む・税込)	5,000 円	×	金券その他物理ギフ ト実発送人数 ※1	=	②
通知書郵送 (特定記録郵 便) ※4 (再送付分含む・税込)	320 円	×	通知書実送付数 ※1	=	③
リマインドはがき発送 (税込) ※4	85 円	×	リマインドはがき実 送付数 ※1	=	④
キャッシュレスポイント 交換経費 (税抜)	●%	×	5,000 円×キャッシュ レスポイント交換人 数 ※1	=	⑤ ※2
その他経費					●●● 円
消費税及び地方消費税	(⑤+ ●●● 円) ×10%			=	⑥ ※3
委託料 (計)					① +②+③+④+⑤+ ●●●円+⑥

※1 実数

※2 当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとする。なお、端数計算においては申込者毎の交換ポイント数で端数処理を行わず、申込ポイント総額に交換単価率を乗じて算出された交換経費の端数を切り捨てること。

※3 1 円未満の端数を切り捨てること。

※4 割引単価となる可能性あり。

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者及び作業従事者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項(以下「本特記事項」という。)を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 甲は、前項の承諾をするときは、本特記事項の内容を乙の再委託先に遵守させることを条件に付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他業務の内容に応じて個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の作業従事者への周知

(保有の制限)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たり、その業務に関して知り得た個人情報を契約の目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない。

(適正な取得)

第10 乙は、この契約による業務を行うに当たり、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第11 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第12 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」をこの契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第14 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。この場合において、個人情報の廃棄又は消去が完了したときは、その完了した事実を証する書類を甲に提出しなければならない。

(報告)

第15 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の取扱いについて、本特記事項の遵守状況を確認するために必要な範囲で、乙に対して定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、個人情報の取扱状況、再委託先の監督状況、安全管理体制等に関して甲からの求めがあったときは、書面により直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第16 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、乙及び再委託先に対して監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第17 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による業務の実施において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第18 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第19 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(第6の第2項関係) 甲が再委託を承諾する場合に付する条件例

なお、詳細については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

- | |
|--|
| (1) 乙は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。 |
| (2) (1)の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 |
| (3) 乙は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。 |

(第8関係) 個人情報管理台帳(例)

なお、詳細については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
藤井寺市 担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、CD-ROM○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

Ⅱ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

乙が、当該業務を履行するに当たり、他社から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の点については、原則禁止とする。

基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ

【承認基準】

- ① 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ② 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
- ③ 労働者の供給事業等の違法な行為を行っていないこと。
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。

(用語の定義)

- (1) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (2) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号。以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。

暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱(平成26年4月1日 施行)に基づき、藤井寺市が発注する公共工事等の契約から暴力団等の排除する措置を推進するため、甲及び乙は、この特約条項を締結するものであり、この特約条項はこれが添付される契約(以下「本契約」という。)と一体をなす。

(誓約書の提出)

第2条 乙及び藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙が取りまとめて甲に提出しなければならない。ただし、乙及び下請負人等が暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び甲が必要でないと判断した場合にはこの限りでない。

(暴力団排除に伴う本契約の解除)

第3条 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この本契約を解除する。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この本契約を解除する。

3 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除したときは、違約金として契約代金の100分の5に相当する金額を徴収することができるものとする。

5 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、委託金額の100分の5に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 前2項の場合において、乙が賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。